## 山口県公安委員会告示第 四十三 — 二 号

同法第一〇四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第一○五号)第一○三条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、

令和七年十月二十八日

山口県公安委員会心を高

聴聞の期日

令和七年十一月五日 午前九時三十分

山口市小郡下郷三五六〇番地二聴聞の場所

山口県総合交通センター四階 聴聞室